

(仮称) 水運用管理システム更新事業

実施方針

令和6年11月15日

堺市

1	はじめに	1
2	特定事業に関する事項	2
2.1	事業概要	2
2.1.1	事業名称	2
2.1.2	公共施設等の管理者名称	2
2.1.3	事業目的	2
2.1.4	事業内容	2
2.2	特定事業の選定及び公表	6
2.2.1	特定事業の選定に関する基本的な考え方	6
2.2.2	効果等の評価	6
2.2.3	選定結果の公表	6
3	事業者の募集及び選定に関する事項	7
3.1	募集及び選定に関する基本的な考え方	7
3.2	事業者の選定方法	7
3.2.1	検討委員会の設置	7
3.2.2	審査方法	7
3.2.3	入札の中止	8
3.2.4	事業者を選定しない場合	8
3.3	募集及び選定等の手順	8
3.3.1	募集及び選定のスケジュール（予定）	8
3.3.2	現場見学会の開催	9
3.3.3	資料閲覧	9
3.3.4	実施方針等に関する技術対話の実施	9
3.3.5	実施方針等に関する質問・意見の受付	10
3.3.6	入札公告、入札説明書等の公表	10
3.3.7	入札説明書等に関する質問の受付・回答	10
3.3.8	入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知	10
3.3.9	入札及び提案審査書類の受付	11
3.3.10	落札者の決定及び公表	11
3.3.11	基本協定の締結	11
3.3.12	事業契約の締結	11
3.4	入札参加者の構成	11
3.4.1	入札参加者の構成と定義	11
3.4.2	構成企業等の明示	11
3.4.3	複数業務の実施	11
3.4.4	複数応募の禁止	11
3.4.5	構成員の変更及び追加	12
3.5	入札参加者の備えるべき参加資格要件	12

3.5.1	共通の参加資格要件.....	12
3.5.2	個別の参加資格要件.....	13
3.6	提案審査書類の取扱い.....	15
3.6.1	著作権.....	15
3.6.2	特許権等.....	15
3.7	特別目的会社の設立等.....	15
3.7.1	落札者との契約手続き.....	15
3.7.2	特別目的会社の設立要件.....	15
3.7.3	契約締結までに落札者が入札資格を欠くに至った場合の取扱い.....	15
4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	17
4.1	責任分担の方法.....	17
4.1.1	責任分担に関する基本的な考え方.....	17
4.1.2	予想されるリスクと責任分担.....	17
4.2	事業の実施状況の監視.....	17
4.2.1	モニタリングの方法と内容.....	17
4.2.2	モニタリングの費用負担.....	17
4.2.3	モニタリング結果の公表.....	17
5	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	20
5.1	施設の立地に関する事項.....	20
5.2	本事業の整備対象施設の配置に関する事項.....	20
6	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	20
7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
7.1	事業の継続に関する基本的な考え方.....	21
7.2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
7.2.1	事業者の責めに帰すべき事由の場合.....	21
7.2.2	市の責めに帰すべき事由の場合.....	21
7.2.3	当事者の責めに帰すことのできない事由の場合.....	21
7.2.4	その他.....	21
8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	22
8.1	法制上及び税制上の措置.....	22
8.2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
9	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	22
9.1	議会の議決.....	22
9.2	入札参加に伴う費用負担.....	22
9.3	本事業において使用する言語、通貨単位等.....	22
9.4	情報公開及び情報提供.....	22
9.5	実施方針等に関する問い合わせ先.....	22

【様式】

様式 1 : 現場見学会参加申込書

様式 2 : 資料閲覧申込書

様式 3 : 実施方針等技術対話申込書

様式 4 : (仮称) 水運用管理システム更新事業 技術対話確認事項

様式 5 : (仮称) 水運用管理システム更新事業 技術対話提案事項

様式 6 : (仮称) 水運用管理システム更新事業 実施方針に関する質問書

様式 7 : (仮称) 水運用管理システム更新事業 要求水準書案に関する質問書

1 はじめに

堺市（以下「市」という。）は、（仮称）水運用管理システム更新事業（以下「本事業」という。）について、民間の技術的能力等の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的かつ効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により事業の実施に関する方針として定めるものである。また、市としては、ここに公表する実施方針及び関連資料に対し、質問・意見の受付及び回答を通じ、民間事業者から幅広い意見や改善案が寄せられることを期待し、それらを踏まえた形での事業実施を予定している。

2 特定事業に関する事項

2.1 事業概要

2.1.1 事業名称

(仮称) 水運用管理システム更新事業

2.1.2 公共施設等の管理者名称

堺市長 永藤 英機

2.1.3 事業目的

市では、市内配水場等施設を水運用管理システムで一元管理している。水運用管理システムは令和9年度に目標耐用年数を迎え、また新分岐からの受水に伴うシステム改修が必要となっているため、水運用管理システムの更新、またこの更新に伴う関連設備の更新を一体的に実施することとした。

本事業は、PFI手法を用いて実施することにより、水運用管理システム等の設備整備並びに保守点検及び運転管理等の維持管理業務を民間事業者（以下「事業者」という。）が一貫して実施することで、設計段階から整備及び維持管理までの全体期間を見据えた事業計画に基づき、事業者の創意工夫やノウハウの発揮、最新のICT技術の導入による業務品質向上や危機管理対応の迅速化、ライフサイクルコストの低減を図るものである。

2.1.4 事業内容

a) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが水運用管理システム等の整備を行い、各設備の完成後は市に所有権を移転し、事業者が保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

b) 本事業の整備対象となる設備

○更新・新設対象設備

本事業の主な対象設備は、次のとおりとする。

対象施設	対象設備
配水管理センター	更新：水運用管理システム（監視対象施設含む） 更新：受変電設備
菅生配水池	（配水場化整備） 新設：受水制御弁、流量計 新設：次亜注入設備 新設：水質モニター （配水能力増強整備） 更新：中区加圧系配水ポンプ 更新：高区加圧系配水ポンプ 更新：中区圧力タンク 更新：高区圧力タンク 更新：自家発電設備
浅香山配水場	新設：自家発電設備 更新：受変電設備 更新：揚水ポンプ設備
桃山台配水場	新設：自家発電設備 更新：受変電設備
岩室配水場	新設：自家発電設備 更新：受変電設備 更新：送水ポンプ設備 更新：無停電電源装置
岩室高地配水場	新設：流入弁制御装置（高地）
陶器配水場	更新：自家発電設備
東山制御所	更新：電動減圧弁、流量計、圧力計
水質モニター※	更新：水質モニター

※詳細は要求水準書に記載する

○保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理対象施設

本事業の主な対象施設は、次のとおりとする。

対象施設	所在地	備考
家原寺配水場	堺市西区家原寺町2丁21番1号	配水管理センター含む
浅香山配水場	堺市堺区香ヶ丘町5丁1番21号	
陶器配水場	堺市中区陶器北416番地1	
岩室配水場	堺市南区晴美台1丁2番1号	
晴美台配水場	堺市南区晴美台1丁1番4号	
桃山台配水場	堺市南区桃山台1丁4番2号	
小平尾配水場	美原区小平尾385番地4	休止後は巡視点検のみ
岩室高地配水場	堺市南区晴美台1丁36番10号	
御池台配水池	堺市南区御池台5丁2番4号	
さつき野配水池	美原区さつき野東1丁目2番地14	休止後は巡視点検のみ
菅生配水池	堺市美原区菅生658番地	
東山制御所	堺市中区東山47番地1	
水質モニター	少林寺町水質モニターほか11か所	
減圧弁室	豊田減圧弁室ほか3か所	
堀上分岐	中区堀上町319番地2	巡視点検のみ
登美丘立坑	東区草尾596番地 (登美丘南小学校グラウンド内)	
田園立坑 (大阪広域水道企業団)	中区田園地内	巡視点検のみ
鴨谷台配水池	南区鴨谷台1丁49番2号	休止施設巡視点検のみ
深阪制御所	中区深阪5丁18番21号	休止施設巡視点検のみ
竹城台配水池	南区竹城台3丁1番37号 (竹城公園内)	休止施設巡視点検のみ
小平尾浄水場	美原区小平尾320番地1	休止施設巡視点検のみ
太井配水場	美原区太井166番地	休止施設巡視点検のみ

c) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年3月31日までとする。

○設計・建設期間

更新・新設対象設備の設計・建設業務の期間については技術提案によるものとするが、以下に示す設備の整備時期の年度末までに対象設備を引渡し、実運用が可能な状態とすること。

① 配水管理センター

水運用管理システム 令和9年度 (監視対象施設含む)

受変電設備 令和12年度

- ② 菅生配水池
 - 配水場化整備 令和 9 年度
 - 配水能力増強整備 令和 10 年度
- ③ 浅香山配水場 令和 10 年度
- ④ 桃山台配水場 令和 10 年度
- ⑤ 岩室配水場 令和 11 年度
- ⑥ 岩室高地配水場 令和 11 年度
- ⑦ 陶器配水場 令和 12 年度
- ⑧ 東山制御所 令和 12 年度
- ⑨ 水質モニター 令和 11 年度

○運転管理・巡視点検

令和 9 年度から令和 24 年度

○更新・新設対象設備の保守点検等

水運用管理システムは令和 10 年度から令和 24 年度

その他対象設備は引渡しから令和 24 年度

○更新・新設対象外設備の保守点検等

令和 9 年度から令和 24 年度

d) 事業範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

○設計業務

要求水準書に基づく設計・建設内容に関する詳細事項の検討及び確認並びに実施設計図書の作成等

○建設業務

実施設計図書に基づく機器製作据付、電気配管配線工事、試運転調整、撤去工事等

○維持管理業務

本事業で整備する設備等の保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理

e) 事業者の収入

市は、事業者に対して、本事業における設計業務、建設業務及び維持管理業務に対するサービス対価を支払う。

○設計業務及び建設業務に係る対価

市は、事業者に対して、整備工事毎に、設計業務及び建設業務に係る対価を設計・建設期間中に会計年度ごとの市が認定した前払及び出来高に応じて支払う。また、対象設備の引渡し後に残額を支払う。

○維持管理業務に係る対価

市は、業務期間中の毎四半期に 1 回支払うこととし、物価変動等を勘案して年 1 回改定検討を行う。なお、市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。

f) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

g) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和8年1月
設計・建設期間	令和8年2月から令和13年3月
所有権移転	完成設備から順次
保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理期間	(運転管理及び巡視点検) 令和9年4月から令和25年3月 (更新・新設対象設備の保守点検等) 水運用管理システムは令和10年4月から令和25年3月 その他対象設備は引渡しから令和25年3月 (更新・新設対象外設備の保守点検等) 令和9年4月から令和25年3月

h) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後に、事業者は本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

2.2 特定事業の選定及び公表

2.2.1 特定事業の選定に関する基本的な考え方

市は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、入札公告までにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

2.2.2 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかについて判断を行う。

- 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより定量的評価を行う。
- 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には定性的な評価を行う。
- 上記を踏まえて総合的評価を行う。

2.2.3 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業では、設備整備並びに保守点検、運転管理、巡視点検等の維持管理の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

3.2 事業者の選定方法

事業者の審査及び選定は次のとおり行うものとし、詳細については入札説明書等に示す。

3.2.1 検討委員会の設置

PFI 法第2条第2項に規定する特定事業に係る契約の締結に当たり、同法第5条第1項に規定する実施方針の策定、同法第7条に規定する特定事業及び同法第8条第1項の規定による事業者の選定についての審議及び審査を行うため、「堺市 PFI 事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。委員会の構成は、以下のとおりとする。

役職	氏名	職業名
委員長	北詰 恵一	大学教授
委員	宮本 貴朗	大学教授
委員	山野 一弥	日本水道協会 大阪支所長
委員	平松 亜矢子	弁護士
委員	石田 佐江	公認会計士

なお、本事業に応募しようとする者やそれと見なせる団体等が、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために、実施方針の公表時点から本事業の落札者公表日までの間、電話や訪問等により接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

3.2.2 審査方法

事業者の選定は、入札参加資格の確認と提案審査の二段階に分けて実施する。

入札参加資格の確認は、本事業への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に入札参加表明書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加表明書等」という。）の提出を求め、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき確認する。

提案審査は、入札参加者から提出された提案審査書類について、落札者決定基準に従い、検討委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。

提案審査書類の評価基準、提出方法等の詳細については、入札説明書等に示す。なお、入札参加者が1者であった場合も同様に、入札参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

3.2.3 入札の中止

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合がある。

3.2.4 事業者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3.3 募集及び選定等の手順

事業者の募集及び選定等の手順は次のとおり行うものとし、詳細については入札説明書等に示す。

3.3.1 募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

時期	内容
令和6年11月	実施方針、要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の策定・公表
令和6年11月から12月	実施方針等に関する質問及び意見等の受付、現場見学会・資料閲覧・技術対話の開催
令和7年3月	特定事業の選定・客観的評価結果の公表
令和7年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等） ・入札説明書等に関する質問及び意見等の受付 ・参加表明書の受付 ・参加資格確認申請書の受付
令和7年5月	入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表
令和7年6月	参加資格確認結果の通知
令和7年9月	入札及び提案審査書類の受付
令和7年10月	落札者の決定・公表
令和7年11月	基本協定の締結
令和8年1月	事業契約の締結

3.3.2 現場見学会の開催

現場見学会を次の要領で行う。

項目	内容
現場見学会日時	令和6年12月2日（月）から令和6年12月13日（金）のうち、市が指定する日 9：00～17：00
集合場所	市が指定する場所
参加申込期限	令和6年11月25日（月） 正午まで
申込方法	現場見学会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業2名までとする。
申込先	「9.5実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	<ul style="list-style-type: none">・職員が現場に案内するので、移動手段は各自で用意すること。・現場見学会では、実施方針等の資料配布及び閲覧を行わないほか、質疑応答の機会も設けない。・1企業1日で見学を希望する施設を回答すること。

3.3.3 資料閲覧

資料閲覧を次の要領で行う。

項目	内容
資料閲覧日時	令和6年11月25日（月）から令和6年12月6日（金）のうち、市が指定する日時
実施場所	配水管理センター
参加申込期限	令和6年11月20日（水） 正午まで
申込方法	資料閲覧申込書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業2名までとする。
申込先	「9.5実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	<ul style="list-style-type: none">・閲覧資料の複写、撮影は可能であるが必要な機材は各自で用意すること。

3.3.4 実施方針等に関する技術対話の実施

市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、実施方針等に関する技術対話を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行う。

技術対話の内容は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、3.3.5の回答に合わせ、ホームページにおいて公表する。

項目	内容
開催日程	令和6年12月9日（月）から令和6年12月13日（金）のうち、市が指定する日 1企業当たり2時間程度を想定

実施会場	配水管理センター
参加申込期限	令和6年12月2日（月） 正午まで
申込方法	実施方針等技術対話参加申込書（様式3）、技術対話確認事項（様式4）、技術対話提案事項（様式5）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1企業5名までとする。
申込先	「9.5実施方針等に関する問い合わせ先」参照
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針等の資料は配布しないため各自で用意すること。 ・同一企業が複数回参加することは不可とする。

3.3.5 実施方針等に関する質問・意見の受付

a) 受付期間

令和6年11月15日（金）から令和6年12月20日（金） 正午まで

b) 受付方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式6、7）に記入の上、「9.5 実施方針等に関する問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。

c) 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、令和7年1月中旬にホームページにおいて公表する。

d) 実施方針の変更

事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容をホームページにて公表する。

3.3.6 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等をホームページにおいて公表する。

3.3.7 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.3.8 入札参加表明書等の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札参加希望者から入札参加表明書等を受け付ける。入札参加表明書等は、提出期限日（以下「参加資格確認基準日」という。）までに市に提出すること。

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

入札参加資格の審査結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降

にそれぞれ通知する。

なお、審査結果において入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

3.3.9 入札及び提案審査書類の受付

入札参加者に対し、入札及び提案審査書類の提出を求める。詳細については入札説明書等です。

3.3.10 落札者の決定及び公表

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、検討委員会の審査を経て、市長が落札者を決定する。審査結果は入札参加者に通知し、ホームページ等で公表する。

3.3.11 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

3.3.12 事業契約の締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

3.4 入札参加者の構成

3.4.1 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業が以下に定義する構成員として構成されるグループとする。なお、代表企業又は構成企業は、業務の一部を協力企業（入札参加者となるグループに加わらない企業）に委託することが可能である。

種別	定義
構成企業	入札参加者となるグループを構成する企業で、業務の一部を特別目的会社から直接受託する予定であり、特別目的会社に出資する者
代表企業	構成企業のうち最も高い出資割合を負担するもので、構成員を代表し入札手続きを行う企業

3.4.2 構成企業等の明示

入札参加者は、入札参加表明書等の提出時に、構成企業、代表企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。

3.4.3 複数業務の実施

入札参加者の構成員が複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

3.4.4 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び当該構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者※は、本

事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない。

※ 資本面において密接な関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において密接な関連のある者とは当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

3.4.5 構成員の変更及び追加

参加資格確認基準日以降に、入札参加者の構成員の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成員の変更等を認めることがある。

○参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

○提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更等（入札参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

3.5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下の 3.5.1 及び 3.5.2 で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

3.5.1 共通の参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けている者でないこと。
- (3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱を含む。）を受けている者でないこと。また、同要綱第 5 条第 2 号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係

る者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (8) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (9) 本事業について「水運用管理システム更新事業に係る事業者選定支援業務」を委託した株式会社 NJS、同社が業務提携している西村あさひ法律事務所・外国法共同事業又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (10) 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 20 年制定）に基づく入札参加資格又は堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定）に基づく入札参加資格若しくは堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 21 年制定）に基づく入札参加資格（以下「市の入札参加資格」という。）を有していること。市の入札参加資格を有していない場合、速やかに堺市の入札参加資格審査の申請を行うこと。なお、申請担当課や登録種目等、申請の詳細は入札説明書に掲載する。

3.5.2 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員のうち下記の a) から c) の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

a) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- (1) 国又は地方公共団体が発注した上水道又は工業用水道の浄水場又は配水場における監視制御設備（平成 22 年 4 月以降に竣工したものに限る。）の実設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- (2) 設計期間について、次の A から B の条件を満たす設計技術者を配置できること。設計技術者とは、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をいい、管理技術者と照査技術者は

兼務することはできない。

A 管理技術者及び照査技術者は、(A) から (C) の資格のいずれか一つを有していること。

(A) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門（選択科目を「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」とするものに限る）又は上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

(B) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「電気電子一般」及び「電力・エネルギーシステム、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備」又は「上下水道一般」及び「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

(C) 上記 (A)・(B) と同等の能力と経験を有する者。（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）

外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

なお、参加資格確認基準日までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書等を提出できる。この場合、入札参加表明書等提出時には当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札参加資格を得るためには入札及び提案審査書類の提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

B 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、直接雇用関係を有していること。

b) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業が (1) から (3) までの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を受けた者であること。なお、建設業務を行う者が 1 者の場合は、「電気工事業」及び「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を受けた者とし、建設業務を行う者が複数の場合は、「電気工事業」又は「機械器具設置工事業」の特定建設業の許可を受けた者がそれぞれ最低 1 者は参加すること。

(2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の所得の届出を行っている者であること（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）。)

(3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「総合評定値通知書」という。）における電気工事又は機械器具設置工事の総合評定値 (P) が 700 点以上の者であること。

(4) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の総合評定値通知書における電気工事又は機械器具設置工事の総合評定値 (P) が 1,200 点以上の者であること。

- (5) 国又は地方公共団体が発注した上水道又は工業用水道の浄水場又は配水場における施設能力 5 万 m³/日以上 の施設全体に係る監視制御設備（平成 22 年 4 月以降に竣工したものに 限る。）の施工実績を有していること。

c) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件に該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、少なくとも 1 者は以下の要件を満たしていること。

- (1) 平成 27 年 4 月以降に、上水道又は工業用水道の浄水場又は配水場における施設能力 5 万 m³/日以上 の施設全体の運転管理業務の実績を有していること。

3.6 提案審査書類の取扱い

3.6.1 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案審査書類等は一切返却しない。

3.6.2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3.7 特別目的会社の設立等

3.7.1 落札者との契約手続き

審査の結果、入札参加者が落札者として決定された場合は、市と落札者は協議を行い、本事業に関する基本協定を締結する。落札者は、当該基本協定に従い、事業契約の締結までに、本事業を実施する特別目的会社を設立するものとする。

3.7.2 特別目的会社の設立要件

特別目的会社は、会社法の定める株式会社とし、堺市内に設立するものとする。また、事業期間中は堺市外に移転させないものとする。

落札者の構成企業は特別目的会社に対して必ず出資し、代表企業の出資比率は最大としなければならない。

なお、特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3.7.3 契約締結までに落札者が入札資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は落札者と本事業に関する基本協定を締結せず、又は特別目的会社と事業契

約を締結しない場合がある。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。構成員の除外については、当該構成員の除外後も落札者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。なお、変更する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 責任分担の方法

4.1.1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全部又は一部を負う。

4.1.2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として「表1 リスク分担表（案）」によることとする。

責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等に示すものとする。

4.2 事業の実施状況の監視

4.2.1 モニタリングの方法と内容

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。市が行うモニタリングは、設計・建設業務並びに保守点検、修繕、運転管理及び巡視点検等の維持管理の各段階において実施し、設計照査、施工管理、工事目的物自主検査、各維持管理業務の履行状況等に関する事業者のセルフモニタリングの結果を活用するものとする。具体的な内容等については事業契約書に定める。

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計・建設業務並びに保守点検、修繕、運転管理及び巡視点検等の維持管理に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行う。

なお、事業者により、市の要求水準を超える独自提案がなされた事項については、その提案に関する達成指標についても併せて提案を求めるが、詳細については市と協議すること。

4.2.2 モニタリングの費用負担

事業者自らが実施する業務のマネジメント及びセルフモニタリングに係る費用は、事業者が負担する。

4.2.3 モニタリング結果の公表

市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果を公表する。

表1 リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	No	リスク内容	リスク負担		
				市	事業者	
共通	構想・計画リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○		
	入札説明書類リスク	2	入札説明書等の誤り・内容の変更によるもの	○		
	許認可リスク	3	市の事由による許認可等取得遅延	○		
		4	上記以外の許認可等取得遅延		○	
	法令変更リスク	5	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	○		
		6	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○	
	消費税変更リスク	7	サービス対価にかかる消費税の変更によるもの	○		
		8	上記以外の消費税の変更によるもの		○	
	税制変更リスク	9	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○		
		10	上記以外の税制度の変更によるもの		○	
	住民対応リスク	11	事業者の提案内容及び事業者が行う業務(設計・建設・維持管理等)に起因する住民対応		○	
		12	上記以外の住民対応	○		
	環境リスク	13	事業者の提案内容及び事業者が行う業務(設計・建設・維持管理等)に起因する環境の悪化		○	
		14	上記以外の環境の悪化	○		
	第三者賠償リスク	15	事業者の提案内容及び事業者が行う業務(設計・建設・維持管理等)に起因する事故によるもの		○	
		16	上記以外の事故によるもの	○		
	資金調達リスク	17	事業者の資金調達に関するもの		○	
		18	市の資金調達に関するもの	○		
	物価変動リスク	19	本事業にかかる、インフレ・デフレ(物価変動)にかかる費用増減(一定の範囲内)		○	
		20	本事業にかかる、インフレ・デフレ(物価変動)にかかる費用増減(一定の範囲を超えた部分)	○		
	債務不履行リスク	21	市の事由による(市の債務不履行など)事業の中止・延期	○		
		22	市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○		
			23	上記以外の事業の中止・延期		○
	不可抗力リスク	24	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの		○※1	
	見学者対応リスク	25	事業者の提案内容及び事業者が行う業務(設計・建設・維持管理等)に起因して見学者が怪我をした場合		○	
		26	上記以外で見学者が怪我をした場合	○		
	要求水準未達リスク	27	設計、建設、維持管理に係る要求水準の不適合に関するもの		○	
契約締結	応募費用リスク	1	本事業への応募にかかる費用負担		○	
	契約リスク	2	市の事由による契約の未締結、または契約手続きに時間がかかる場合	○		
		3	事業者の事由による契約の未締結、または契約手続きに時間がかかる場合		○	
設計・建設段階	用地リスク	1	工事目的物の建設予定地の確保に関すること	○		
		2	施設の建設に要する資材置き場等の確保に関すること		○	
		3	土壌汚染、地下埋設物に関するもの(事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの)	○		
	測量・調査リスク	4	市が実施した測量・調査に関するもの	○		
		5	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
	工事遅延・未完了リスク	6	市の事由による(市の事由による設計変更、提示条件等の不備・誤りなど)工事の完了遅延又は工事費の増大	○		
		7	上記以外の工事の完了遅延又は工事費の増大(不可抗力を除く)		○	
	工事監理リスク	8	施設の工事監理に関するもの		○	
	引渡前損害リスク	9	事業者の事由による工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害		○	
	システム切替リスク	10	新システムの要求水準未達、切替手順の不備、試験方法の不備、新運転管理オペレータの業務不備に起因する切替時の不具合による損害(減断水等による損害)		○	
		11	上記以外による切替時の不具合による損害(減断水等による損害)	○		
	施設の契約不適合リスク	12	工事目的物の契約不適合によるもの		○	

段階	リスクの種類	No	リスク内容	リスク負担	
				市	事業者
維持管理	引継リスク	1	前運転管理・巡視点検業務受託者との引継ぎ不備による損害等		○
	事業開始遅延リスク	2	市の事由による事業開始の遅延	○	
		3	上記以外の事業開始の遅延(不可抗力を除く)		○
	施設性能維持リスク	4	工事目的物の性能維持に関する修繕		○
		5	既存施設の性能維持に関する修繕	○	
	工事目的物(機器等)生産中止リスク	6	本事業の工事目的物である機器等の生産中止に伴う、工事目的物への損害、維持管理・運営への損害		○
		7	既設の機器等の生産中止に伴う、工事目的物への損害、維持管理・運営への損害	○	
	既設改造リスク	8	本事業に必要な既設盤等の改造(事業者設計によるシステムとの取り合い部など)に起因する既設盤の不具合による損害		○
		9	上記改造に起因しない既設盤の不具合による損害	○	△※2
	維持管理内容変更リスク	10	市の事由による事業内容の変更(要求水準変更)	○	
	維持管理費の変動リスク	11	市の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○	
		12	上記以外の維持管理費の変動(物価変動を除く)		○
	施設損傷リスク	13	市の事由による工事目的物及び既存施設の損傷に関するもの	○	
		14	上記以外の工事目的物及び既存施設の損傷に関するもの(不可抗力を除く)		○
	器具備品管理リスク	15	市の事由による工事目的物及び既存施設の備品等の盗難・破損・紛失	○	
		16	上記以外の工事目的物及び既存施設の備品等の盗難・破損・紛失(不可抗力を除く)		○
	運転管理リスク	17	市の指示不備等に起因する損害	○	
		18	上記以外に起因する損害(不可抗力を除く)		○
	異常警報一次対応リスク	19	一次対応の要求水準未達に起因する損害		○
		20	上記以外(市の指示不備など)	○	
通信回線廃止リスク	21	通信メニューの廃止に伴う、代替回線選定リスク		○※3	
	22	通信メニューの廃止に伴う、システム変更(通信機能)リスク		○	
通信障害リスク	23	通信事業者の責で発生した通信障害に起因するもの		○	
	24	事業者が選定した通信回線の能力不足によるもの		○	
システム等改造リスク	25	当初から示されていた引き渡し後のシステム等改造		○	
	26	市の計画変更等、予定外の施設整備等に伴うシステム等改造	○		
データ連携リスク	27	市のシステムとデータ、NW連携することによるもののうち、水運用管理システムの仕様、機能不備に伴うもの		○	
	28	上記のうち、市のシステムに起因するもの	○		
終了時	事務引継ぎリスク	1	本事業終了期間後の維持管理・運転への引継ぎ不備		○
	事業終了時の工事目的物の状態	2	事業終了時の工事目的物の状態の要求水準の未達		○

○: 主負担、△: 従負担

※1: 不可抗力における費用負担については、建設工事保険等に加入することにより担保するものとし、保険の対象にならないものについては、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

※2: 要因の一次調査、対応の切り分けは事業者が行う。

※3: 不可抗力による通信事業者の被害に起因する、代替回線選定に伴う回線費用増加への対応は協議による。

5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1 施設の立地に関する事項

本事業の主な整備対象となる設備が設置されている施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

対象施設	所在地
家原寺配水場 (配水管理センター)	堺市西区家原寺町2丁21番1号
菅生配水池	堺市美原区菅生658番地
浅香山配水場	堺市堺区香ヶ丘町5丁1番21号
桃山台配水場	堺市南区桃山台1丁4番2号
岩室配水場	堺市南区晴美台1丁2番1号
岩室高地配水場	堺市南区晴美台1丁36番10号
陶器配水場	堺市中区陶器北416番地1
東山制御所	堺市中区東山47番地1
水質モニター	※詳細は要求水準書に記載する

5.2 本事業の整備対象施設の配置に関する事項

本事業の整備対象施設等における整備対象設備の配置は、要求水準書（案）別紙1に示す。

6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

7.1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

7.2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

7.2.1 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善できなかつたときは、市は事業契約を解除できる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除できる。
- (3) 上記(1)及び(2)により事業契約が解除された場合、市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

7.2.2 市の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除できる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、事業者は生じる損害について市に対し賠償を求めることができる。

7.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (1) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業契約に基づき事業継続の可否について協議を行う。
- (2) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、事業契約を解除できる。
- (3) 前号により事業契約が解除された場合、それぞれ相手方に生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については入札説明書等に示す。

7.2.4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

8.1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

8.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、市はこれら支援を事業者が受けられるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

9.1 議会の議決

市は、本事業の入札公告までに、市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

9.2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

9.3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

9.4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

9.5 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

堺市上下水道局 水道部 水運用管理課

住所：〒593-8304 堺市西区家原寺町2丁21番1号

電話：072-275-1126

FAX：072-271-1356

E-mail：suiun@city.sakai.lg.jp

ホームページアドレス：<https://water.city.sakai.lg.jp/>

(様式 1)

令和 年 月 日

現場見学会参加申込書

堺市長 殿

「(仮称) 水運用管理システム更新事業」の現場見学会への参加について、次のとおり申し込みます。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加予定人数	
希望日	① ② ③ ④ ⑤
見学希望施設	

※ 参加人数は 1 企業 2 名までとします。

※ 希望日を 5 日分記載してください。希望日から指定日時を連絡させていただきます。

※ 見学可能時間は 9:00～17:00 とする。なお、移動時間を考慮した上で、時間配分は参加者で検討すること。

(様式 2)

令和 年 月 日

資料閲覧申込書

堺市長 殿

「(仮称) 水運用管理システム更新事業」の資料閲覧について、次のとおり申し込みます。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加予定人数	
希望日	① ② ③ ④ ⑤

※ 参加人数は1企業2名までとします。

※ 希望日を5日分記載してください。希望日から指定日時を連絡させていただきます。

(様式3)

令和 年 月 日

実施方針等技術対話参加申込書

堺市長 殿

「(仮称)水運用管理システム更新事業」の実施方針等技術対話への参加について、次のとおり申し込みます。

会社名	
部署名	
役職・担当者名	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	
参加予定人数	
希望日	① ② ③ ④ ⑤

※ 参加人数は1企業5名までとします。

※ 希望日を5日分記載してください。希望日から指定日時を連絡させていただきます。

(様式4) ※別添エクセルに記入してください。

令和 年 月 日

(仮称) 水運用管理システム更新事業 技術対話確認事項

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容
記入例	実施方針	1	1	1.1	1.1.1	a)	-	〇〇	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
記入例	要求水準書案	1	第1章	1.1	ア)	(1)	(ア)	〇〇	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									

※適宜、行を追加してください

※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。

(様式 5) ※別添エクセルに記入してください。

令和 年 月 日

(仮称) 水運用管理システム更新事業 技術対話提案事項

No	提案内容	関連資料
記入例	△△について◎◎とした方がよろしいと考えますがいかがでしょうか。	実施方針 ●ページ、●●に関連
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

※適宜、行を追加してください

※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。

(様式6) ※別添エクセルに記入してください。

令和 年 月 日

(仮称) 水運用管理システム更新事業 実施方針に関する質問書

提出者情報	提出者名	
	部署名	
	役職・担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	Emailアドレス	

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項目			
記入例	1	1	1.1	1.1.1	a)	〇〇	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							

※適宜、行を追加してください

※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。

(様式7) ※別添エクセルに記入してください。

令和 年 月 日

(仮称) 水運用管理システム更新事業 要求水準書案に関する質問書

提出者情報	提出者名	
	部署名	
	役職・担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	Emailアドレス	

No	見出し符号						項目名	内容
	頁	章	節	項	目	細目		
記入例	1	第1章	1.1	ア	(1)	(ア)	〇〇	△△について◎◎と考えますがよろしいでしょうか。
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

※適宜、行を追加してください

※行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式変更はしないでください。